

平成 21 年度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

目 次

平成21年度 「大阪の教育力」 の向上に向けて	1
平成21年度の取組みの重点	5
1 教育委員会の充実	12
2 学力向上への取組み	
(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実	13
(2) 校種間の連携強化	17
(3) 幼児教育の充実	17
(4) 健康教育の充実と体力づくりの推進	18
3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	
(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実	20
(2) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり	21
(3) 家庭における教育・子育て機能の強化	23
(4) 教育コミュニティの形成	24
4 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	
(1) 人権尊重の教育の推進	25
(2) 生徒指導の充実	27
(3) 進路指導の充実	29
(4) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援	30
(5) 国旗・国歌の指導	31
(6) 心の教育の充実	32
5 教職員の資質向上及び服務の徹底	
(1) 教職員の資質向上	33
(2) 教職員の服務の徹底	34
6 社会教育の推進	37
7 文化財の保存と活用	39

大阪の子どもたちにはぐくみたい力

- 基礎・基本と活用する力、学ぶ意欲
- 社会を創っていく態度
- 心身の健康、体力
- 進路選択、決定力
- 生命と人権の尊重
- 自然尊重の精神、環境を大切にする態度
- 伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

<「大阪の教育力」向上プランより抜粋>

平成 21 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

今、教育に求められているのは、社会において自立的に生きる基礎を培うなど、教育基本法改正で明確になった義務教育の目的を踏まえ、「確かな学力」を確立するとともに「豊かな心」をはぐくむことであり、それらを基盤とした「生きる力」の育成である。すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得し自ら学び考える力や応用力を身につけるなどの「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」の「はぐくみ」を実現しなければならない。

そのためには、各学校と市町村教育委員会、また市町村教育委員会と府教育委員会がこれまで以上に連携して、就学前及び小中高の一貫した教育を通して子どもたちを育てることが肝要であり、学校種を超えた連携を図ることが重要である。

国においては、平成 18 年 12 月の教育基本法の改正、平成 19 年 6 月の学校教育法等の改正に続き、平成 20 年 3 月に新幼稚園教育要領及び新小・中学校学習指導要領が告示された。幼稚園では平成 21 年度から、小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から全面実施することとしているが、現行学習指導要領の「生きる力」をはぐくむという理念を引き継いだ新学習指導要領に対する保護者の期待や関心は極めて高く、小・中学校では、平成 21 年度から理数教育を中心に先行して実施することとされている。

「全国学力・学習状況調査」の結果は 2 年連続で厳しいものであった。今回の調査結果から、大阪の子どもたちの学力の状況が極めて深刻であり、あわせて生活習慣や家庭での学習習慣など、学校での取組みだけでは解決できない課題も多いことが明らかになった。改めて、大阪の子どもたちの学力の向上に向け、課題を真正面からとらえた取組みが求められている。

府教育委員会では、「全国学力・学習状況調査」の結果を受けて策定した「『大阪の教育力』向上に向けた緊急対策」(平成 20 年 10 月)に取り組むとともに、大阪の子どもたちの学力をはじめとした様々な教育課題を踏まえ、子どもたちに生きる力を培い、社会を支えていくために必要な力をはぐくんでいけるよう、「『大阪の教育力』向上プラン」(平成 21 年 1 月。以下「プラン」という。)を策定した。

「プラン」では、「『学校力』を高める」、「学校・家庭・地域をつなぐ」、「子どもたちの志や夢をはぐくむ」という 3 つの目標を示した上で、それぞれの目標の実現に向け、「10 の基本方針」のもと、今後 10 年間の大坂の教育がめざすべき方向と、今後 5 年間の具体的取組みとして「35 の重点項目」を示している。

平成 21 年度からは、新たな「プラン」のもと、まず教育の原点は学校にあることを踏まえ、子どもたちや保護者、地域のニーズに的確に応え、すべての子どもが生き生きと学ぶことのできる府民から信頼される学校づくりを進めていかねばならない。府民の期待に的確に応えていくため、各市町村教育委員会では、平成 20 年 12 月に設立した「大阪教育ゆめ基金」で実施する府の事業について最大限活用し、教育力向上に向けた取組みを進めていただきたい。

本冊子は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条に基づく府教育委員会からの指導・助言・援助事項の一つとして、市町村教育委員会に対して示すものであり、「プラン」を踏まえた最初の指導・助言事項である。

I 学力向上への取組み

平成20年度に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果は、平成19年度に引き続いだて極めて厳しいものであり、小・中学校とも、全国に比べて学力高位層の割合が低く、学力低位層の割合が高いこと、無解答率が高いことなどが明らかになった。また、知識を活用する力においても全国との差が大きく学力実態はきわめて深刻な状況である。

各学校においては、学力向上の取組みの成果と課題を具体的に把握・検証し、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を身につけさせるとともに、それを活用しながら学び考える力などをはぐくむことが求められている。

そのため、府教育委員会では、モデル授業、自学自習教材、反復学習メソッド、「大阪府学力テスト」等の活用による「学びの確立」、「おおさか・まなび舎事業」や少人数・習熟度別学習の推進をとおした「学ぶ場の充実」、を図るとともに、授業づくりに関する研究・相談・情報提供の場であるカリキュラムNAV I プラザ（カリナビ）やカリナビ・プランチによる「学校への支援」などの学力向上方策に取り組んでいる。

市町村教育委員会は、各学校において、府教育委員会が平成20年2月に策定した「学校改善のためのガイドライン」の活用やすべての学校における授業評価活動の導入などにより、それぞれの子どもたちの状況に応じた「確かな学力」を身につけられるような「授業づくり」「学校づくり」に取り組むよう学校を指導・支援することが必要である。

また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、家庭や地域との連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ることが重要である。

II 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠である。子どもたちは、家族や同級生だけではなく、それ以外の大人や子どもとも幅広く交流し、かかわりを持つことを通じ、様々な力を身につけ成長していくことが期待されている。

府内各地域では、これまでから地域の子どもを地域で育てることを合言葉に「すこやかネット」の活動に取り組んでいるところであるが、こうした取組みの伝統を踏まえ、さらに学校を核として地域社会が一体となって子どもを育てるために、学校支援地域本部を設置するなど、地域や家庭の力を結集した教育力向上のための取組みを進めていくことが必要である。

あわせて、学校は保護者や地域の信頼に応え、家庭・地域と連携して教育活動を展開するため、開かれた学校づくりをさらに進める必要がある。その際、市町村教育委員会は校長に対し、学校の経営者としてそのリーダーシップを發揮し、子どもたちの課題や保護者・地域のニーズをしっかりと受け止めて、学校の中長期的なビジョンを確立し、その実現に向け学校教育計画を策定するとともに、自校の実情や課題に応じた教育活動を行い、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進するよう指導していく必要がある。

市町村教育委員会は、各学校が設定した課題や目標に基づいて、学校教育自己診断の実施方法等について指導するとともに、学校協議会等をより一層活用することにより保護者や地域住民等の意向を的確に把握するなど、自主的・自律的な学校運営改善のための学校

教育自己診断や学校協議会等を十分に活用するよう、指導されたい。

また、子どもの尊い命を守り、安全を確保していくため、学校、家庭、地域が一体となって子どもを見守る取組みを進めるとともに、今一度「こころの再生」府民運動が呼びかけている社会や時代が変化しても変わることのない価値観や行動規範等を確認し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの「学び」と「はぐくみ」をサポートすることが必要である。

さらに、児童・生徒が大人として生きていく力を身につけることができるよう、地域との連携を図り、系統的・継続的なキャリア教育を推進することが重要となっており、これへの取組みについても意を用いていただきたい。

III 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

すべての子どもたちを、大きな夢や憧れをもった子どもたちに育成していくことは教育に携わる大人の使命であり、「プラン」では、子どもたちがよりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむことを大阪の教育の柱の一つとして位置づけたところである。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有している。教職員は、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど子どもたちの規律・規範を確立する指導に努めなければならない。

また、子ども自身が課題解決や人間関係づくりを行えるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切である。

障がいのある幼児・児童・生徒の教育については、これまで、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に努めてきたところであるが、学校教育法の改正により、平成19年4月から「特別支援教育」が法的に位置付けられたことを踏まえ、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導・支援の一層の充実に努めていく必要がある。市町村教育委員会においては、支援教育の推進に努めるとともに、各学校において一人ひとりを大切にする教育が、支援学級をはじめ、あらゆる場で取り組まれるよう、指導に努められたい。

いじめや不登校など、子どもたちをめぐる状況は、いまだ厳しいものがある。また、近年、携帯電話・ネット上でのいじめや有害サイトへのアクセスにより犯罪に巻き込まれる事件が急増するなど、携帯電話の危険性について改めて認識をする必要がある。

いじめについては、「絶対許されない」との強い姿勢で指導を行うとともに、子どもに係る情報を共有し、いじめを発見した際は、組織的な対応により迅速に解決に向け、取り組む必要がある。その際「いじめ防止指針」(平成18年3月)に基づき、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」(平成19年6月・8月)「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)を活用するなど適切に指導し、学校だけでは解決が困難な事象や緊急性の高い事象については、府教育委員会の「子ども支援チーム」とも連携して早期解決を図ることが重要である。

また、携帯電話については校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にした取組みを徹底するとともに、家庭でのルールづくりの取組みが進むよう地域・家

庭と連携することが大切であり、これへの取組みの徹底をも行っていただきたい。

不登校については、平成 13 年度をピークとして 6 年連続で減少しているが、依然中学校では数、率ともに全国的に見ても高い数値を示しており、大きな課題となっている。引き続き、中学 1 年生に焦点をあてた未然防止の取組みを継続するとともに、小学校段階での取組みの推進が必要である。また、平成 18 年度の府立高等学校全日制の課程における中途退学者のうち、入学 1 年目において退学する生徒の割合が約 6 割であることを踏まえ、中学校と高等学校との連携の充実、進路指導の徹底に努めていただきたい。

IV 教職員の資質向上

大阪府では、大量退職、大量採用により、多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、「教職員の評価・育成システム」を有効に活用しながら、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが求められている。子どもにとっての教職員はかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものである。併せて、これまで大切にされてきた大阪の教育への取組みを継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ることが重要となっている。

「教育は人なり」「教育こそ人なり」といわれるよう、子どもの教育に直接携わる教職員には、日々の研究と修養に努めるとともに、自らの資質の向上を図り、指導力を高めることが求められる。

府教育委員会は、教職員の意欲・資質能力の向上を図るため「教職員の評価・育成システム」を実施しているところであるが、教職員の指導・育成、指導力の向上に生かすとともに、「次世代を担う教職員の育成のために」（平成 18 年 4 月）「教職員人権研修ハンドブック」（平成 19 年 3 月）の活用促進に努めていただきたい。

市町村教育委員会においては、教職員の服務規律の徹底等、指導体制の充実を図るとともに、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的な OJT の活性化を図り、研修体系の再構築、人事異動・交流による教員の資質向上に努めるよう指導することが必要である。また、指導が不適切と思われる教員については改正教育公務員特例法の趣旨をも踏まえ、その状況を的確に把握し、適切な指導・助言を行うため府教育委員会とも連携し、実効性のあるシステムの確立運用を図ることが必要である。

平成 21 年度は新たに策定した「プラン」に基づき、府教育委員会、市町村教育委員会、学校、家庭、地域が連携を図り、大阪の教育力の向上をめざした取組みを推進していく出発の年である。大阪の教育が子どもたちの未来を切り拓くものとなるよう、市町村教育委員会においては、首長部局の理解、協力を得、また連携もしながら、これまで大阪が培ってきた多様性と地域性を大切に、「プラン」の推進と目標の達成に向けた取組みを一層推進するよう要請するものである。

◆ 平成 21 年度の取組みの重点

1 学力向上への取組み

学力向上に取り組む

- ・ 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習意欲を喚起し、学習習慣を確立するよう指導すること。
また、その実現のためには、学校全体としての取組みが重要であることを指導すること。
- ・ 学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握することに努めるよう指導すること。各教科の指導に当たっては、目標やねらいを実現するよう指導計画を立て、指導、評価し、授業改善に生かせるよう努めること。また、全国学力・学習状況調査や国際学力調査の結果、大阪府学力テストの結果等を分析・活用し、学力向上策を確立するように指導すること。
その際、国や府の学力等調査の結果において、「無答率が高い」「家庭学習時間が少ない」など学習意欲等についての課題が明らかになったことを踏まえて、学力向上の取組みを進めるよう指導すること。
また、学力調査等に際しては、児童・生徒が課題に対して積極的・主体的に取り組むよう学校現場を指導すること。
- ・ 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、指導形態や指導体制を工夫するなど、個に応じた指導の一層の充実を図るとともに、児童・生徒の実態に応じ、基礎・基本を身につけさせるための反復学習の導入や知識・技能を活用するための思考力・判断力・表現力等のPISA型学力をはぐくむ授業づくりに努める等、指導方法の工夫を図るよう指導すること。
- ・ 家庭学習習慣及び生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえ、家庭、地域との連携を深めることにより、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、学習習慣の定着を図るよう指導すること。
- ・ 発達の段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の習得ができるよう繰り返し学習を重視して指導するとともに、知識や技能が社会につながるものとなるような授業展開の工夫を行い、活用する力の育成に努めるよう指導すること。

(関連項目)

- | | |
|------------------|----------------------|
| ・ 学力向上への取組み……P13 | ・ 指導方法の工夫改善……P13 |
| ・ 家庭学習習慣の定着……P13 | ・ 学習状況の把握と学力向上策……P13 |
| ・ 読書活動の充実……P16 | ・ 指導と評価の一体化……P13 |

2 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- ・ 子どもたちが自ら命を絶つなど、児童・生徒をめぐる状況は厳しいことを踏まえ、「命の大切さ」について学校組織としてすべての教育活動を通じて取り組むとともに、児童・生徒の状況の把握、相談体制の充実など喫緊の課題に取り組むよう指導すること。
- ・ 子どもの命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。各学校において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるよう指導すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が学校内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、子どもの安全を守るために諸通知に基づき、学校・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。

特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

(関連項目)

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・危機管理体制の充実……P20 | ・安全教育の推進……P20 |
| ・子どもの安全確保推進月間……P21 | ・通学途上での安全確保……P20 |

学校運営体制の確立を図る

- ・ 当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携し自主的・自律的に特色ある教育活動を展開することができるよう、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。
- ・ 学校教育法等の改正の趣旨を踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うとともに、その結果を公表するよう指導すること。また、学校の評価に当たっては、学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて活用するとともに、評価結果を踏まえて学校運営の改善に努めるよう指導すること。

(関連項目)

- | | |
|------------------|------------------|
| ・学校協議会……P22 | ・学校教育目標……P21, 22 |
| ・個人情報保護……P22, 23 | |

教育コミュニティづくりを推進する

- ・ 子どもたちの生きる力をはぐくとともに、学ぶ力の向上をめざし、「家庭と地域」が一体となって、「教育の拠点」である学校と協働し、学校支援地域本部の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、「ナナメの関係」の中で子どもたちがすこやかに

育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。

- ・学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、子どもたちの通学合宿や3つの朝運動（朝食・あいさつ・朝読書）等を行うことにより、就寝・起床時間、家庭学習や食生活等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

(関連項目)

- ・教育コミュニティの形成……P24
- ・家庭における教育・子育て機能の強化……P23
- ・社会教育の推進……P37, 38

3 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

志や夢をはぐくむ取組みを推進する

- 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていくこうとする態度をはぐくむとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。

(関連項目)

- ・進路指導……P29
- ・キャリア教育……P29
- ・心の教育の充実……P32

人権尊重の教育を推進する

- 各学校においては、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立った組織的な指導に努めること。
あわせて、特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。
- 児童・生徒が、自らが権利の主体であるのと同様に他者も権利の主体であることを認識した上で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざして、人権教育を推進すること。

(関連項目)

- ・人権尊重の教育……P25
- ・生徒指導の充実……P27
- ・教職員の人権意識……P35
- ・障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援……P30

いじめ・暴力行為等の防止や不登校の減少に取り組む

- 大阪府におけるいじめ・不登校・暴力行為等については、依然として厳しい状況である。この現状を重く受け止め、いじめ・不登校・暴力行為等について、未然防止及び早期発見、早期対応の観点で解決すべき重点課題として取り組むこと。
その際、小・中学校の円滑な接続のための連携をはじめとした取組みを推進するとともに、児童・生徒を取り巻く環境も考慮し、学校・家庭・地域が一体となった取組みとなるよう努めること。また、携帯電話、ネット上のいじめ等を新たな課題として位置づけ、校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性への対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。
- いじめは、重大な人権侵害事象であり根絶すべき教育課題である。児童・生徒を被害者にも加害者にもしないということを基本とし、子どもたちに自らの力でいじめを乗り越える力を培う取組みを推進するとともに、いじめが生起した際には、いじめは絶対許されない

いとの強い決意のもと、迅速かつ適切に組織的な対応を図ること。

- ・暴力行為等は、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、小・中学校間をはじめ関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みに努めること。
- ・不登校児童・生徒については、学校復帰のための継続的な支援を推進するとともに、未然防止という観点から、地域人材も活用しつつ、小学校段階で不登校の兆しがある児童への取組みや、小・中連携及び校内支援体制を充実させること。

(関連項目)

- ・未然防止の取組み……P27, 28
- ・関係機関との連携……P28
- ・教育相談体制の充実……P27, 28

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

・支援教育の推進については、平成18年6月の学校教育法の改正及び平成20年7月の大坂府学校教育審議会答申の趣旨を踏まえ、「『大阪の教育力』向上プラン」の中で、障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援するとの方針を示したところである。

これらの内容を踏まえ、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育を推進すること。

そのため、新しい小・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領、特別支援学校学習指導要領等の趣旨を踏まえ、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒のため、中学校卒業後を見据えた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を一層進める等、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援の充実に向けた取組みを進めること。さらに、交流及び共同学習を計画的・組織的に進める等、すべての幼児・児童・生徒がともに学ぶ機会の拡充を積極的に図り、その相互理解を促進すること。

また、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒に対する適切な指導や支援が行われるよう、支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、支援学級における指導の充実に努めるとともに、市町村及び校内の支援体制の整備・充実と教職員や保護者、地域への理解啓発を図ること。

(関連項目)

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実……P30, 31
- ・教員の専門性の向上……P31
- ・地域ネットワークの構築……P30
- ・生徒・保護者等への理解・啓発の推進……P31
- ・校内支援体制の整備・充実……P30
- ・交流及び共同学習の推進……P31

心の教育の充実を図る

・幼児・児童・生徒に、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識、公正な判断力、公共の精神、社会の形成に参画する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性をはぐくむことが必要である

る。そのため、学校においては、児童・生徒が、よりよい社会を創っていく志を持ち、人として充実した人生を送るために必要な夢をはぐくむため、道徳教育の充実に努めるとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、子どもたちの豊かな心を育てる取組みを進めること。

- 「こころの再生」府民運動に積極的に取り組み、家庭・地域との連携のもと、各学校の特色に応じた工夫を凝らし、5つのこころ・7つのアクションの具体化を進めるとともに、その情報提供に努めること。

特に、「愛さつOSAKA」のキャッチフレーズやロゴ等を活用し、各学校におけるあいさつ運動や地域の見守りボランティア等と連携した取組みの推進に努めること。

(参考)

○ 5つのこころ

- ・「生命を大切にする」
- ・「互いを思いやる」
- ・「感謝する」
- ・「努力する」
- ・「公共のルールやマナーを守る」

○ 7つのアクション

- ・「あかんもんはあかん」と、はっきりしかろう
- ・「ええもんはええ」と、はっきりほめよう
- ・「ユーモア」を大切にしよう
- ・「あいさつ」をもっと大切にしよう
- ・「おかげさんで」を大切にしよう
- ・地域にどんどん出て行こう
- ・子どもの話をじっくり聞こう

(関連項目)

- ・心の教育の充実……P32

4 教職員の資質向上

教職員の資質向上を図る

- ・ 「教職員の評価・育成システム」について、その円滑な実施により指導力を始めとした教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。
- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図るよう指導すること。また、教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努め、指導力の向上を図るよう指導すること。
さらに、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。
その際、「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」(平成20年4月配布)の活用を図ること。
- ・ 多くの教職員が退職・採用される時代を迎え、これまで大阪が大切にしてきた教育を継承するとともに、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。
特に人権尊重の教育に関して、「教職員人権研修ハンドブック」を活用すること。
- ・ 市町村教育委員会における研修はもとより、府教育センターの研修やカリナビ及びカリナビ・プランチ、校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 首席・指導教諭の全校配置を進め、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。
- ・ 平成20年4月から施行された教育公務員特例法では、「指導が不適切である」教諭等の人事管理が厳格化され、任命権者は指導改善研修を行うことが義務化された。市町村教育委員会は、指導が不適切と思われる教諭等の的確な状況把握を行い、当該教諭の指導力の改善が図られるよう、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。また、市町村教育委員会は、本研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会が行う指導改善研修等への申請を行うこと。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び教育センターの相談・支援機能を有効に活用すること。
また、新規採用教員については、指導・育成に努めるとともに、条件附採用期間制度の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

(関連項目)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・評価・育成システム……P34 | ・研修の充実……P34 |
| ・体罰の禁止……P35, 36 | ・セクシュアル・ハラスメントの防止……P36 |

1 教育委員会の充実

- ・ 地域の多様な特性や住民の意思をきめ細かく反映させながら、地方分権時代に即した自主的判断と責任において積極的な教育行政が展開できるよう、各教育委員会が果たすべき役割を自ら点検・評価し、さらなる機能充実に努めること。
- ・ 社会の変化や住民の多様な学習ニーズ、地域の教育問題に、総合的かつ効率的に対応するため、学校教育と社会教育との連携はもとより、首長部局等との一層の協力を図りながら、教育委員会の運営に関して積極的な改善に努めること。
- ・ 教育委員会の方針や施策、学校内の情報などを住民に積極的に提供し責任説明を果たすため、広報活動の充実に努めること。
- ・ 教育委員による学校訪問など、教育現場の実情の積極的な把握に努めること。また、地域別の教育懇談会の開催やインターネットの活用等による住民の意向把握など、広聴活動の充実に努めること。

2 学力向上への取組み

(1) 各学校における特色づくり及び学習内容の充実

＜学習指導＞

- ・ 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握するよう努めること。

大阪府学力等実態調査、全国学力・学習状況調査や大阪府学力テストの結果等を検証し、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の徹底及びその力を活用した思考力・判断力・表現力等をはぐくむことをめざした学力向上策を確立するように指導すること。また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- ・ 大阪府学力等実態調査、全国学力・学習状況調査等の結果から、家庭学習習慣の未定着が課題の一つであることが明らかになったことを踏まえ、「おおさか・まなび舎事業」や「学習指導ツール」を有効活用し、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、リーフレット「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part 1～3」(平成 20 年 12 月府教育委員会)を活用し、保護者・地域と連携して、家庭での学習習慣が身につくよう指導の工夫・改善を図ること。
- ・ 小中学校に放課後自習室「おおさか・まなび舎事業」を開設し、学習支援アドバイザーの指導のもと教員と連携しながら、学習につまずいている児童・生徒や学習習慣が充分に身に付いていない児童・生徒も含め、学習に対して意欲のあるすべての子どもたちに学習習慣を定着させ、自学自習力と学力の向上を図ること。
- ・ 「分かる授業」「魅力的な授業」をめざし、「学習ツール」等を活用しながら、教員が不斷に「授業研究」に取り組むよう指導すること。その際、平成 22 年度からの全小・中学校における授業評価の導入に向けて、「よりよい授業をつくるために」(平成 16~17 年度「授業評価システム」推進事業報告集)等を活用し、児童・生徒、教職員、保護者等が参画しての公開授業や授業アンケートを積極的に行うなど、多様な観点から授業を評価・検証する取組みを行い、各学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるよう指導すること。
- ・ 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の適切な実施を図ること。また、その際、児童生徒の成長のようすが十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- ・ 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。また実施に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成など「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を

養うため、個に応じた指導を一層推進するよう指導すること。

- ・ 指導方法工夫改善定数（少人数指導）については、児童・生徒の実態や学習内容の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、配置の趣旨を十分踏まえた活用となるよう指導を徹底するとともに、実施状況の把握に努めること。また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施に当たっては、学校が児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努め、指導方法の工夫・改善を図るよう指導すること。
- ・ 年間の授業日数や学校行事等の時間を考慮し、授業時数確保のための改善方策を具体化して、年間を通じて、各学年の総授業時数や各教科等の授業時数（小学校は平成20年改正省令附則第3項の規定及び学校教育法施行規則別表第1、中学校は平成20年改正省令附則第4項の規定及び学校教育法施行規則別表第2）が適切に確保されるよう努めること。
- ・ 「総合的な学習の時間」については、体験的な学習に取り組むことや各教科等で身につけた知識・技能を総合化し、課題解決能力を育成することが重要である。また、学校で教えられる知識と実際の世の中との架け橋になる「総合的な学習の時間」の実践を推進すること。
- ・ 学校教育の活性化を図るため、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の多様な社会人の積極的な活用に努めるとともに、学校の学びを社会に結びつける学習展開の工夫を図るなどして指導すること。そのため、市町村教育委員会における「人材バンク」制度の充実に努めること。
- ・ 選択教科の授業時数や内容については、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令附則第4項の規定及び附則別表第2により、必修教科や「総合的な学習の時間」などとの関連を図りつつ、適切に定めるよう指導すること。その際、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じて学力の向上を図る視点も一層重視するよう指導すること。
- ・ 豊かな人間性や社会性をはぐくむため、自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、学年段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導が行われるよう工夫すること。
また、我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会を積極的に創出し、文楽・能楽等日本の伝統芸能の鑑賞機会を充実すること。
その際、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用すること。また、「出かける博物館」事業として行っている各学校に対する出前授業や文化財資料の活用を図るとともに、文化財を巡る校外学習等を通じて、地域社会に結びついた学びや文化財の実物に触れる学びを実現すること。その際、百舌鳥・古市古墳群については、世界文化遺産登録に向けて取り組んでいることにも配慮し、採り上げること。

参考（身近な社会教育施設等）

少年自然の家、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館、泉北考古資料館、花の文化園、狭山池博物館、箕面公園昆虫館、大阪人権博物館、大阪国際平和センター、体験活動ボランティア活動支援センター、日本民家集落博物館、上方演芸資料館

- ・ 小学校高学年における外国語活動については、新しい教育課程の実施に向け、指導方法の研究・研修及びALTや地域人材等の効果的な活用など、総合的な取組みを進めるよう指導すること。また、教材の効果的な活用及び評価に関する実践研究等を推進すること。さらに、中核教員を中心に校内研修の充実を図り、「英語ノート」等を活用した授業を中心に、国際理解の視点を取り入れた実践を推進すること。
- ・ 中学校夜間学級設置市においては、生徒の実態や習熟の程度に応じた指導を一層推進するよう指導するとともに、設置市以外の市町村においても学齢生徒等との交流行事を企画するなど、夜間学級生徒の学習に対する意欲や姿勢を学齢生徒等が学ぶ機会を設けるよう努めること。

＜国際理解教育＞

- ・ 教育基本法の趣旨を踏まえ、国際理解教育のさらなる推進を図ること。
国際化が進展する中にあって、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や、自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めるよう指導すること。
- ・ 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した外国人児童・生徒については、日本語指導から学習言語能力の習得までの指導を進めるとともに、市町村及び校内の受入・指導体制の充実に努めること。
- ・ 在日外国人幼児・児童・生徒が自らの誇りや自覚を高めることができるよう、保育・授業や特別活動等における指導内容・指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めよう指導すること。
- ・ 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図る等、相互理解や相互信頼を深めるための取組みを積極的に進めること。

＜環境教育＞

- ・ 児童・生徒自らが地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身につけさせるよう努めるとともに、持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。

その際、環境教育は多くの教科の内容に係ることから、「総合的な学習の時間」を活用する

など、教科横断的・総合的に推進するよう指導すること。

＜情報教育＞

- ・ 教育の情報化及び校務の情報化に対応するため、学校における I C T (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 環境の整備を推進すること。

教職員の I C T 活用指導力を向上させ、情報モラル等の授業の実践を推進することにより、各教科、「総合的な学習の時間」等において、児童・生徒が I C T を問題解決に的確に活用し、情報を収集・編集・判断・発信することができるよう基礎的な資質や能力を養う授業を開拓すること。

その際、子どもたちの状況を把握しつつ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話利用における情報モラルの育成には、十分留意すること。

＜平和教育＞

- ・ 府教育委員会が策定した「平和教育基本方針」並びに平成 13(2001)年からの 10 年間が、国連の定めた「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の国際 10 年」であることを踏まえ、「平和教育に関する事例集」(平成 15 年 3 月)やピースおおさか等の施設を活用し、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせるよう努めること。

なお、市町村教育委員会においても「平和教育基本方針」等の策定に努めること。

＜学校図書館＞

- ・ 知的活動の基盤となる教養・価値観・感性や国語の能力をはぐくむため、三つの朝運動のひとつである朝の読書活動について積極的に取り組み、児童・生徒が読書習慣を身につけられるように努めること。また、学校図書館の活用が一層促進されるように指導すること。
- ・ 学校図書館が果たす役割を踏まえ、児童・生徒の読書活動の一層の推進を図るとともに、学校図書館を読書センター、学習情報センターとして有効活用するための環境整備を、公共図書館等とも連携しながら進めること。
- ・ 「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、他のすべての教職員による学校図書館の運営体制を確立させるよう指導すること。
- ・ 「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努め、各学校が学校図書館を積極的に活用するよう指導すること。

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 20 年 3 月閣議決定）及び「大阪府子ども読書活動推進計画」（平成 15 年 1 月）の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動を支援する方策を講じるよう努めるとともに、地域の公共図書館や府立図書館、府立国際児童文学館と連携を図ること。

＜部活動＞

- ・ 部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重し、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、他校や地域との連携等について積極的に取り組むこと。また、学校や生徒のニーズを的確に把握した上で地域や学校等の実情を踏まえた実効ある部活動活性化方策を策定し推進するよう努めること。
- ・ 府教育委員会が通知した「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いについて」（平成 17 年 7 月）及び中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月）の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務について適切に対応すること。

(2) 校種間の連携強化

- ・ 小学校においては、指導の一貫性を図るという観点から幼稚園・保育所との連携を深めるよう指導すること。
- ・ 地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校など、異なる校種間での交流、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう指導すること。
- ・ 個に応じたきめ細かな学習指導・生徒指導・進路指導を一層推進するため、小・中学校間における教員の異動・兼務等による「小・中学校間いきいきスクール」を促進するとともに、実施に当たっては、効果的かつ円滑に推進されるよう、実施する中学校区の教員に対して趣旨を十分周知し、教員相互の協働関係が構築できるよう指導すること。
また、小・中学校 9 年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、小・中学校間の段差を解消するため、今後一層、連携を推進すること。
- ・ 児童が安心して小学校に入學し、安定した学校生活の中で、基本的生活習慣を身につけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園と小学校の教育内容にかかわる継続的な連携を一層促進すること。

(3) 幼児教育の充実

- ・ 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

- ・ 幼児教育の振興に関する協議機関を設置すること。また、設置に当たっては、幼稚園、保育所関係者をはじめ、関係部局等との連携を図ること。
- ・ 「幼児教育振興アクションプログラム」(平成18年10月)、中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月)及び府教育委員会の「幼児教育推進指針」(平成14年7月)の趣旨を踏まえ、幼児教育の振興に関する政策プログラム等の策定に努めること。
- ・ 「地域教育協議会(すこやかネット)」や子育てグループ等の地域の教育力を活用し、子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における幼児教育の振興に積極的に取り組むこと。
- ・ 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続が進むよう指導すること。その際、未就園の幼児も含めた交流体験や保護者説明会等の充実に努めること。
- ・ 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修を実施し、教育内容・保育内容の相互理解に努めること。その際、「豊かな育ちと学びをつなぐ」(平成18年12月)等を積極的に活用すること。
- ・ 幼稚園と保育所の連携を一層促進するとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備すること。
- ・ 地域の実情に応じて、園庭開放や子育て相談など創意工夫を生かした取組みを積極的に行い、幼稚園が家庭や地域に一層開かれたものとなるよう指導すること。
また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等の趣旨を踏まえ、預かり保育等の推進に努めること。
- ・ 小学校就学前の子どもの教育について、育ちに関する機能の充実が図られるように、地域の実情に応じて、認定こども園制度の趣旨及び目的等を踏まえて、その周知・活用に努めること。

(4) 健康教育の充実と体力づくりの推進

- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患や感染症、心の健康問題等、児童・生徒の健康にかかる課題は深刻である。
このため、調和の取れた食事、適切な運動、充分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身につけるための健康教育を充実するよう指導すること。

また、健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図るよう指導すること。その際、学校保健委員会を組織し、活用を図るよう指導すること。

特に、喫煙・飲酒・覚せい剤等薬物乱用防止教育については、指導計画を策定するとともに、保護者への啓発を含め、薬物乱用防止キャラバンカーの招へいや、専門家による薬物乱用防止教室の開催など、学校教育活動全体を通じて取り組むよう指導すること。

また、医薬品等の正しい使い方についても、取り扱うよう指導すること。

子どもの体力については、下げ止まりの傾向があるものの、依然、低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をするよう指導すること。また、小学校においては、「元気アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、各校での体力づくりの取組みを図るよう指導すること。

食に関する指導に当たっては、すべての学校で食に関する指導の全体計画を作成するとともに、「食に関する指導の手引」（平成19年3月文部科学省作成）を参考に、学校教育活動全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、栄養教諭・栄養職員を中心に、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成が図られるよう指導すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、食育の充実に向け、一層積極的な取組みを進めること。

府内の公立中学校における学校給食の実施率が全国に比べ極めて低い状況を踏まえ、中学校給食実施に向けた普及・充実に取り組むこと。なお、平成21年度から公立中学校における学校給食又はスクールランチ事業を新規に行う市町村に対して初期費用を支援するので、補助制度を活用し、食育推進を図ること。

性教育及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

その際、「性教育指導事例集」（平成15年3月）等を積極的に活用するよう指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

(1) 子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

- ・ 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、学校内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- ・ 平成21年4月1日施行の学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定するよう指導すること。策定にあたっては、学校の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。また、学校環境衛生基準に基づき、児童生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うよう指導すること。
- ・ 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨、落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
また、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの作成や様々な事態を想定した実践的な訓練を行うよう指導すること。
- ・ 児童生徒等の安全の確保を図るため、施設・設備の整備充実に努めること。加えて、警察等関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、「学校等安全対策推進会議」を設置するなど、安全対策を推進するための体制の整備・充実を図ること。
また、学校の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保の方策を講じるよう指導すること。
その際、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(平成17年12月6日付け文科省第333号)を踏まえた取組みの充実に努めること。
- ・ 万一の心肺停止に備えAEDの配備に努めるとともに、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- ・ 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図るよう指導すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力をはぐくむよう指導すること。また、防災教育の充実を図るよう指導すること。
その際、「こどもエンパワメント支援指導事例集」を活用するなど、取組みの充実に努め

ること。

- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図るよう指導すること。
- ・ 上記の取組みを推進するに当たっては、以下の資料等を参考にすること。

① 安全教育関係

「学校における防災教育の手引（改訂版）追加資料 備えよう地震・津波 進めよう防災教育」府教育委員会（平成19年3月）

「～子どもを暴力から守る～子どもエンパワメント支援指導事例集」府教育委員会（平成18年7月）

安全教育教材ビデオ「きけん いろいろ たまむしハカセの安全教室」府教育委員会（平成15年3月）

「安全教育参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省（平成13年11月）

「防災教育のための参考資料『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」文部省（平成10年3月）

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」府教育委員会（平成8年3月）

② 安全管理関係

「学校の危機管理マニュアル－子どもを犯罪から守るために－」文部科学省（平成19年11月）

「不審者侵入防止、侵入時の迅速かつ的確な対応のために」府教育委員会（平成17年3月）

「子どもの安全確保に関する取組事例集『があど』」府教育委員会（平成16年3月）

「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル（参考例）」府教育委員会（平成15年12月）

「学校の安全管理に関する取組事例集」文部科学省（平成15年6月）

参考

「学校安全緊急アピール」－子どもの安全を守るために－文部科学省（平成16年1月）

「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」府教育委員会（平成14年10月）

「学校における児童生徒等の安全を確保するために」府教育委員会（平成13年7月）

- ・ 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、地震防災対策特別措置法に基づき、早急に耐震化を図ること。
- ・ アスベスト（石綿）6種類の分析調査が必要な施設については早急に分析調査を完了し、必要な対策を講じると共に、適正な管理に努めること。

(2) 学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- ・ 学校運営体制の確立に当たっては、学校の将来像を描き、そのための学校経営の方針等を

教職員に周知し、学校の教育目標の共有化を図るとともに、校内各組織の活性化に努め、学校運営における組織的な取組みを推進するよう校長に対して指導すること。

その際、学習指導、生徒指導等の領域ごとの課題とその解決に向け、可能なものについては数値目標を掲げるなど、具体的な目標、計画を自ら点検整理するよう指導すること。

また、学校のめざす目標等について保護者等に対して周知を図る方策を講ずるとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、校務の要である首席を活用するよう指導すること。

- ・ 校長がリーダーシップを發揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の様々な課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図るよう指導すること。

また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、組織的マネジメントの手法をもとに、機能的な学校運営に努めるよう指導すること。

なお、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減などの取組みを推進するにあたっては、「学校運営改善促進事業実施報告書」（平成20年4月配付）及び「学校運営改善研究事業実施報告書（仮称）」（平成21年4月配付予定）を参考にするよう指導すること。

- ・ すべての学校において、学校協議会の設置等、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映する仕組みをつくり、学校教育活動の改善に十分活用するよう指導すること。その際、学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施するなど、委員が学校の状況を的確に把握できるような取組みを進めること。

- ・ 子どもたちと向き合う時間を確保する観点から、各学校に対する調査や通知文の精選に努めること。

- ・ 学校教育に求められている課題に積極的に対応するため、非常勤職員の効果的な配置と活用に努めること。

- ・ 労働安全衛生法に則り、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、平成19年12月28日付け教育長通知（教委保第2202号）及び平成20年5月16日付け教育長通知（教委保第1223号）を踏まえ、学校の規模（職員数）に応じた労働安全衛生管理体制を速やかに確立するとともに、実効ある取組みを行うよう指導すること。

- ・ 個人情報を含む文書（個人情報を記録した記録媒体を含む）について、その取扱いを適正なものとするため、個人情報の管理・保管に関する規定を設けるなど、万全の管理体制を確立するとともに、適切な管理及び保護に組織的に取り組むよう指導すること。あわせて行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、教職員一人ひとりの自覚を促すこと。

- ・コンピュータで情報の処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないよう、全教職員に周知・徹底するとともに、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じるよう指導すること。
- ・法定表簿及び学校が交付する証明書等において、児童・生徒の氏名及び生年月日等は原則として指導要録に基づき適正に記載すること。また、法定表簿に関する事務及び証明書交付事務の管理を適切に行うよう指導すること。
- ・児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な利用者が安全かつ円滑に施設を利用できるよう、福祉のまちづくり条例等に基づく学校施設整備に努めること。

(3) 家庭における教育・子育て機能の強化

- ・「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るため、保護者が自信と責任を持って家庭教育にあたれるよう、家庭教育に関する啓発や学習の機会を充実し、すべての保護者のエンパワメントに取り組むとともに、身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの拡大・充実に努めること。
- ・地域全体で家庭教育を支援する気運の醸成を図るため、教育委員会や保健・福祉部局等の関係者で構成する地域家庭教育推進協議会等を設置し、学校の教育機能の活用や部局間の連携を推進するなど、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ子育てに悩みを持つ家庭や、地域から孤立しがちな保護者への支援体制の整備に努めること。
- ・家庭教育に関する学習・交流機会の拡充に当たっては、これらの機会に参加しない・しにくい保護者に対しても十分配慮し、身近な地域・住民と保護者がより多くのつながりをもてるよう努めること。
また、これから親となる児童・生徒に対して、学校の授業等を活用し、親学習の推進を図ること。
その際、親学習リーダー養成講座修了者との連携・協働に努めること。
- ・家庭教育の啓発に当たっては、国が作成している「家庭教育手帳」などの活用を図るとともに、学習・交流の機会や相談機関等の多様な家庭教育（子育て）支援の情報を集約し、より多くの人に届くよう効果的な発信を行うこと。
- ・PTA総会や保護者会等で、「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力Part 1～3」（平成20年12月府教育委員会）を積極的に活用し、保護者・地域との共通理解を深め、子どもの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成に努めること。

(4) 教育コミュニティの形成

- ・ 地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々が共に子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることなどにより、地域の人間関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ること。
- ・ 市町村や学校、その他の行政機関、地域の住民など、教育コミュニティづくりに関わるすべての人が主体的に取り組んでいくことができる組織・体制づくりに努めること。
- ・ 「地域教育協議会(すこやかネット)」のこれまでの成果を発展させ、活動を継続、充実していくため、学校教育活動と連携した取組みや家庭教育の支援、子どもの主体的な参画、大人のネットワークの拡大等、学校や地域の諸課題に対応した活動を積極的に支援すること。
また、地域で子どもをはぐくむため、地域の力を結集して、学校支援地域本部を設置し、学校を支援する取組みをすすめること。
- ・ 学校施設の利用は開かれた学校づくりを推進する観点から重要であり、学校支援地域本部の事務局機能を担う拠点や地域住民の交流拠点の整備に努めること。
- ・ 身近な地域の教育課題の解決に向けて、地域活動の振り返りを定着、促進するとともに、核となる推進役の発掘や育成を行うとともに、個人や地域の既存の団体の力に加えてNPOや企業等との連携を推進すること。また、「子どもゆめ基金」をはじめとする助成金等の情報収集・提供に努めること。
- ・ 「おおさか元気広場推進事業」(おおさか・まなび舎Kids.を含む)の実施に際しては、教育と福祉の連携を図り、放課後や週末に、小学校施設等を活用して、安全で安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の拡充に努めること。
- ・ 地域の活動においては、障がいのある子どもなど地域活動から疎遠になりがちな子どもたちや家庭への支援が積極的に展開されるよう助言すること。
また、府立支援学校に在籍する児童・生徒にも、地域活動の情報が届くように指導すること。
- ・ 教職員と保護者が一体となってPTA活動の活性化に努め、教育コミュニティづくりに寄与できるよう指導すること。
- ・ 地域における各種スポーツ団体との連携のもと、特定の小・中学校や公立スポーツ施設を拠点とする地域の特性に応じたスポーツクラブを育成するとともに、自主的、主体的に活動できる組織づくり・システムづくりの推進に努めること。

4 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

(1) 人権尊重の教育の推進

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の関係法令を踏まえ、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進すること。
その際、大阪府人権尊重の社会づくり条例及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに、「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）等、人権に関する府の各方針・計画、国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」等に留意する。
- ・ 人権教育推進計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意すること。
また、幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
さらに、人権教育を進めるに当たっては、人権教育副読本「にんげん：ひとシリーズ」や「人権教育のための資料」、「人権基礎教育指導事例集」、「OSAKA人権教育ABC」等を活用し、指導の工夫・改善に努めるとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用に努めること。
- ・ 平成13年の「大阪府同和対策審議会答申」及び、平成14年10月の教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする、様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進し、課題を有する子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取組みを進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- ・ 人権教育の推進に当たっては、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人等の様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。また、関係研究組織との連携の充実を図るとともに、大阪人権博物館などの活用に努めること。
- ・ 平成15年の「第3次大阪府障がい者計画」を踏まえ、障がい者に対する無理解や偏見などを取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいに対する理解を深める学習を系統的に実施するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していくような指導に努めること。あわせて指導の際には、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」及び「精神障がいについての理解を深めるために」の活用を図ること。
- ・ 府内の学校において、障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象や陰湿ないじめなど、深刻な人権侵害の事例が生起している現状がある。
については、幼児・児童・生徒や関係者の人権を擁護することを基本に、「学校における人権

「教育推進のための事例集」等を活用した教職員研修の実施により、教職員の人権感覚を一層磨き、校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権意識の高揚に努めるよう指導すること。加えていじめの防止については「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」に基づき、適切に指導すること。

- ・ 児童虐待の防止に当たっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、幼児・児童・生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。

また、大阪府教育委員会児童虐待防止指針「子どもたちの輝く未来のために」等を活用し児童虐待への認識を深めるとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成16年及び平成19年に改正）の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは市町村の児童福祉担当課等へ速やかに通告し、連携を取りながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに関係機関等と継続的な連携を図ること。

- ・ 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進するとともに、「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくためにー本名指導の手引きー」（平成18年3月）を活用して、課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

- ・ 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、日本語指導対応教員の資質向上を図るとともに、「教育サポーター人材バンク」を活用し、校内の受入・指導体制の充実を図るよう指導すること。また、府内7地区で実施している多言語による進路ガイダンスへの児童・生徒及び保護者の参加を促すとともに、多言語によるホームページ「多言語による学校生活サポート情報」や「小学校入学準備ガイドブック」等を活用し、就学促進や学校生活、進路支援に努めること。

- ・ 男女平等教育の推進に当たっては、「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）を活用し、すべての教育活動において、男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮すること。また、学校環境を男女共同参画を推進するための視点から点検するとともに、名簿の扱い等については、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。

- ・ 差別事象等の人権侵害が生起した場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸すことなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

- ・ P T A の中に人権啓発委員会等を組織し、人権学習に取り組むようはたらきかけるとともに、家庭、地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。

(2) 生徒指導の充実

- ・ 本府における小・中学生の暴力行為の発生件数は、平成 18 年度から増加しており、全国的にも発生件数が多い。いじめの認知件数は、平成 18 年度に比べて減少しているが、認知件数が 3000 件を超えるなど厳しい状況が続いている。

さらに、近年、携帯電話やパソコンの急激な普及により、インターネットにかかるいじめや性犯罪など、新たな生徒指導上の課題として、重大な事象に発展しかねないものも生じている。

このような現状を重く受け止め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上で倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身につけさせるため、全校的な生徒指導体制の確立に努めるよう指導すること。

また、不登校については、公立中学校において、平成 14 年度以降 6 年連続で減少したものの全国的には依然高い水準で推移している。

暴力行為、いじめ、不登校は全て、小学校 6 年から中学校 1 年で急増していることに着目し、小・中学校の円滑な接続のための連携のさらなる充実を図るとともに、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図ること。

- ・ 児童・生徒の携帯電話の利用実態を踏まえ、過度の依存からの脱却を図るため、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては「原則禁止とすること」をはじめ、学校における指導方針を明確に示すこと。

なお、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話の学校への持ち込みが必要と認める場合は、学校での教育活動に支障がないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発、被害・加害から児童・生徒を守るために支援体制を確立するとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるようその指導に努めること。

また、携帯電話の所持・使用について必要な実態把握を行い、校内支援体制の構築を図るとともに、児童・生徒・保護者に対し被害相談のための第三者性を有する支援機関の周知を図る等、早期発見・早期対応に努めること。

今後の取組みに際しては、「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」(平成 20 年 12 月) を参考にすること。

- ・ いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、子ども支援コーディネーター等を中心に生徒指導体制の充実を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めること。

未然防止の観点からは、児童・生徒がいじめに対して「NO」と言える実践力を身につけ

することができるよう「いじめ対応プログラム」及び「いじめ対応プログラム実践事例集」を活用した取組みを一層推進するとともに、各学校における教育相談体制の充実及び「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。

さらに、いじめが生起した際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に対応すること。また、学校だけでは解決が困難な重篤な事象については、府教育委員会に設置した「子ども支援チーム」と連携し解決を図ること。

- ・ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールソーシャルワーカー等の専門家とも協働した福祉的支援とともに、家庭・地域との連携、子ども家庭センターや警察等の関係機関を含めたケース会議を実施するなどの連携ネットワークシステムを構築すること。また、学校のみでは対応が困難な事象に対しては、学校支援リーダーを中心とする学校支援チームを活用するとともに、少年サポートセンターにおけるサポートコーディネーターとも連携し、市町村教育委員会における問題解決機能の向上及びチーム支援の充実に取り組むこと。
- ・ 「学級がうまく機能しない状況」について背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域社会との連携を進め、効果的な指導の工夫・改善に努めるよう指導すること。
- ・ 学業や課外活動をはじめとした学校生活において、平素より研鑽を積み、他の模範となる成果をおさめた児童・生徒に対し、表彰等を活用しながら、児童・生徒のがんばりや努力、やる気を引き出し、他の児童・生徒の励みとなるような取組みを推進すること。
- ・ 不登校児童・生徒に対しては、学校復帰のための訪問指導も含めた継続支援を推進しつつ、小・中連携を強化した取組み等、未然防止・早期対応の校内支援体制をさらに充実させること。
　　国の「中1不登校生徒調査」の結果を踏まえ、不登校対応専任教員、スクールカウンセラーや専門家を活用し、校内ケース会議及び小・中連絡会議等において児童・生徒の状況を充分に把握し、チーム支援にむけた校内体制及び連携ネットワークの充実に努めるよう指導すること。
　　また、小学校段階で不登校の兆しがある児童に対する家庭・地域と連携した取組みを推進すること。
- ・ 「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を教育内容及び指導に反映させるとともに、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。また、児童会・生徒会等を通じて子どもの自治活動を推進すること。

(3) 進路指導の充実

・ 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、高等学校での中途退学の防止も踏まえ、指導・援助すること。

また、望ましい勤労観・職業観を育てるために、教育活動全体を通じて、義務教育から高等学校教育への連続性を視野にキャリア教育を進めること。特に、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開するとともにキャリア教育の視点で学校教育活動を改善・充実させること。

その際、府キャリア教育の指針（「キャリア教育を推進するために」平成17年4月）等を活用し、小・中・高等学校の連携を推進するとともに、進路指導が系統的・継続的な取組みとなるよう努めること。

・ 中学校においては、進路指導に当たり、「中学校進路指導のための資料 第43集」（平成21年3月）等に掲載する進路指導資料を活用し、各学年の活動の関連性や系統性を考え、年間指導計画を作成するよう指導すること。

また、すべての中学校において、職場体験学習等を複数日実施し、豊かな勤労観・職業観を育成するよう指導すること。

なお、府内における高等学校再編整備の趣旨や中卒就職の状況を踏まえ、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るよう指導すること。

・ 小学校においては、児童が自らの生き方についての夢や希望をはぐくむことができるよう豊かな人間性を培うとともに、自信や有用感を持つことができるよう指導すること。また、希望をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供するよう指導すること。

・ 進路選択が多様化していることから、各高校で実施している「中学生の体験入学」や各学区または地域単位で開催される「府立高等学校合同学校説明会」等を活用して的確な進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るよう指導すること。

さらに、高等学校への進学指導は、体験入学や合同説明会などへ参加するように指導するとともに、高等学校の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

特に、不登校児童・生徒や外国から編入した児童・生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、指導には十分配慮すること。

・ 生徒が、家庭事情や経済的理由により、進学を断念することなく、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう、奨学金教育教材等を活用するなど教職員自らが奨学

金制度等の理解に努め、高等学校等進路指導の充実を図ること。なお、指導に当たっては、入学年次から奨学金制度の趣旨や目的等について生徒及び保護者等に理解させるとともに、返還に対する意義と責任等についても自覚するよう指導すること。また、市町村が実施している相談事業や関係機関等と連携を図るなど、生徒及び保護者が奨学金等を活用できるよう積極的に指導すること。

(4) 障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- ・ 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、人権教育や生徒指導とも連携した校内委員会の適切な運営、支援教育コーディネーターの組織的な活用等、小・中学校等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。
- ・ 障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという観点に立ち、障がいの種類に応じた専門性が求められる指導担当教員の資質の一層の向上を図り、支援学校のセンター的機能に基づく巡回相談や、支援教育地域支援整備事業地域ブロック会議等を積極的に活用して、地域支援ネットワークの構築を推進すること。
- ・ 通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒等の指導に当たっては、国のガイドライン並びにリーフレット「学校全体で取り組む総合的な体制づくり」（平成17年3月府教育委員会）等を活用し、全校的な支援体制のもとに教育活動を展開するよう指導すること。また、通級指導教室における教育の一層の充実に努めること。
- ・ 各学校において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用するよう指導すること。
作成に際しては、案を保護者に提示する等、保護者の参画を一層推進するとともに、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図ること。
また、リーフレット「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために」（平成20年12月府教育委員会）等の活用を図ること。
- ・ 就学相談・指導に当たっては、本人及び保護者の意向を尊重した就学相談・指導の取組みの充実を図ること。そのため、保護者からの意見を聴取するとともに、児童・生徒等の教育的ニーズの把握に努め、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。
- ・ 大阪府が養成したリーディングスタッフ等を活用し、市町村における支援教育コーディネーター養成を積極的に進めること。また、市町村において支援教育コーディネーター連絡会等を実施し、学校間の連携を図ること。

- ・ すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、理解と啓発をより一層推進させるとともに、「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）や「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）を活用する等、様々な課題に対応できるよう学校と連携しながら研修計画を充実させ、教職員の資質向上を図ること。
- ・ 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度や「たまがわ高等支援学校」、「だいせん聴覚高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。
- ・ 学校全体の協力体制による交流及び共同学習の充実や相互理解のより一層の推進という観点を踏まえ、指導資料「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」（平成18年6月）を活用し、支援学級の位置付け及び教室配置、障がいのある幼児・児童・生徒への教育について点検・見直しを行い、個に応じた適切な支援を行うよう指導することにより、障がいのある幼児・児童・生徒が、地域の小・中学校でともに学び、ともに育つことができるよう、支援学級における指導・支援体制の一層の充実に努めること。
さらに、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。
- ・ 病弱児については、特に学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮するよう指導すること。
また、医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援等については、大阪府の「医療的ケア一般研修」への参加、看護師配置の積極的な促進等、条件整備に努めること。

(5) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。
- ・ 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよう指導すること。あわせて、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動をとるよう指導すること。
- ・ 小学校学習指導要領において、国歌「君が代」の指導について、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、必要に応じて指導状況を把握するとともに、各学校において適切に取り扱われるよう指導すること。

(6) 心の教育の充実

- ・ 平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を養い、公共のマナー・ルールを守るなど、規範意識を身につけさせるとともに、豊かな情操や人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志を持って自立していくために必要な能力、よりよい社会を創っていく態度等の育成に努めること。
- ・ 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、「道徳の時間」をかなめとし、各教科、「総合的な学習の時間」、特別活動、外国語活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図るよう指導すること。

また、大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一緒にとなった取組みを推進すること。さらに、児童生徒の発達段階に応じ、集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図れるよう配慮すること。

- ・ 学校が一体となって道徳教育を進めため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、「道徳の時間」と各教科、特別活動及び「総合的な学習の時間」との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点的指導を行うよう努めること。

さらに、「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、道徳の時間の特質を十分に理解し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高めるよう工夫すること。

その際、府教育委員会が作成した道徳実践活動学習教材「未来を切り拓く心を育てるために」を積極的に活用すること。

- ・ 「心のノート」については、「道徳の時間」だけでなく、各教科、特別活動及び「総合的な学習の時間」など学校の教育活動全体において補助的に活用するとともに、学校と家庭が連携して、道徳性の育成に取り組むものとしても活用が図られるよう指導すること。

- ・ 自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験を通して、豊かな情操を養うよう努めること。なお、学校で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律(平成17年6月改正)の趣旨を踏まえ、日本初等理科教育研究会発行の「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を参考に、適切な管理に努めること。また、獣医師との連携が図られるよう指導すること。

5 教職員の資質向上及び服務の徹底

(1) 教職員の資質向上

- ・ 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図る。
- ・ 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。
特に、全教員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握し、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準を踏まえ、適正に行うこと。また、評価結果については、年度内に開示して、教職員に十分説明することはもとより、育成の観点から、次年度に向けた動機付けとなるよう努めること。
- ・ 教員一人ひとりの資質向上や学校の活性化を図るため、人事異動や人事交流の充実に努めること。特に、様々な人事交流制度を活用し、異動によるキャリア形成、能力向上に努めること。
- ・ 各職の任用に当たっては若手教員の登用を図り、将来管理職となる教員の養成に努めること。
- ・ 平成21年4月から実施される教員免許更新制について、所管する教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが確実に行われるよう適切な対応を行うこと。
- ・ 府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員を校内研修の講師として活用したり、指導教諭を有効に活用するなど、研修成果をすべての教職員が共有し、学校全体の教育活動に還元すること。
また、長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その成果が教育活動に還元されていることが保護者・府民にわかるように工夫すること。
- ・ 国や府における新たな動きや新学習指導要領の趣旨、各学校の課題などを踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。
- ・ 学校づくり・授業づくりに関しては、校内研修・研究授業の充実を図るなど、学校全体として教職員の指導力の向上に取り組むこと。その際、府教育センターのカリキュラムNAViplaza及びカリナビ・プランチの学校支援等を積極的に活用するよう指導すること。
- ・ 変化の激しい社会や児童・生徒・保護者の思いに的確に対応するとともに、社会につなが

る知識・技能を身につけることができるような魅力ある授業づくりが進められるよう教職員の専門家としての確かな力量を向上させること。そのため、校長が、地域や外部の人材とも積極的に連携し、多角的、総合的な視点で研究・研修を進めるよう指導すること。校長は教職員同士のチームワークを重視し、学校の組織力の向上を図る視点と、個々の教職員の能力を高める視点の両方をもって、リーダーシップを発揮すること。

- ・ 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行うとともに、組織的・継続的な育成に努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。なお、府教育委員会が作成した指導資料「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）の活用を図ること。
- ・ 教職経験年数の少ない教職員に対して、学校経営等の視点からも具体的な研修が行われるよう指導すること。また、女性教職員が校務の要を積極的に担えるよう早い段階から計画的な人材育成に努めること。
- ・ 教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、また学校の活性化を図っていくことが必要である。このことから、府教育委員会が行う優秀教職員等表彰において、こうした教職員等が多く表彰されるよう積極的に推薦すること。
- ・ 公立学校における魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業や行政などの豊かな経験をもつ優れた人材を登用できるように、計画的な人事に努めること。

(2) 教職員の服務の徹底

- ・ 教育公務員特例法の規定による「職場を離れて行う研修」については、文書による事前の研修計画書の提出及び校長承認並びに研修終了後の報告書提出を徹底し、法の趣旨に沿って運用するよう指導すること。
- ・ 平成17年2月に作成した「不祥事予防に向けて」の活用や、平成18年3月に制定した「教職員懲戒処分基準」の周知徹底を図ることにより、不祥事の発生を予防し、未然防止を図るために一層の取組みを進めること。また事案が生起した場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。
- ・ 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であ

り、いかなる場合においても絶対に許されないことである。

平成 19 年に改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会ホームページに掲載）を活用し、教職員研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。

- 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。

また、教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

その際に、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成 19 年 3 月改訂）や「児童生徒に対する性的暴力を防止するために」（平成 13 年 12 月）の趣旨を踏まえるとともに、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A 集」（平成 15 年 3 月）などを活用すること。

また、「障害のある児童・生徒の指導や介助方法における留意点」（平成 12 年 7 月）を参考に指導や介助方法の点検を行うこと。特に、定期健康診断の実施に当たっては、「児童生徒及び職員定期健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価点検を行うこと。

さらに、各学校の相談窓口が機能するように努めるとともに、府教育センターの「すこやか教育相談」や、民間支援機関と連携した「被害者救済システム」等の相談窓口を児童・生徒・保護者及び教職員に周知すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

- 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（平成 11 年 3 月）に基づき、教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。その際、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭の研修内容を充実すること。

- 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。なお、飲酒運転を行った者に対しては、「教職員懲戒処分基準」に基づき、原則懲戒免職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた者に対しても、原則懲戒免職とする。また、飲酒運転を容認・黙認した者についても、厳しい処分を行う。

- 教職員の勤務時間管理等については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）制定の趣旨、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、同規則、府立の高等専門学校、高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則、及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（いわゆる超勤 4 項目、勤務時間の割振り、休暇制度など）に基づき、適切に行われるよう指導すること。

- 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員

として、保護者・府民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。また、休暇等については、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導すること。特に病気休暇については、「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成 20 年 5 月 20 日付け教委職企第 1215 号教職員企画課長通知）を参考に、より一層厳正な運用を行うよう指導すること。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者については、厳しい処分を行う。

- 休憩時間については、明示を行い、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとるよう指導すること。また、取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。

なお、職種毎、教員集団毎に異なる時間帯に休憩時間を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る市町村教育委員会の承認が必要であるため、所要の承認手続きをとるよう指導すること。ただし、休憩時間を分割し、所属単位で一斉に休憩を与える場合には、休憩時間の一斉付与適用除外に係る承認手続きは要しない。

- 次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等について、適切な対応を行うよう指導すること。特に、母性保護及び育児にかかる休暇制度等の周知を図るとともに、父親となる教職員の連続休暇の取得促進に努めるよう指導すること。
- 自家用自動車等を使用しての通勤認定については、校内における事故及び交通事故の防止、環境保全等の観点から自粛することとしているところである。通勤不便地等の理由で自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について（平成 13 年 11 月 6 日付け教委職企第 203-1 号教育長通知（平成 19 年 3 月 1 日改正））及び「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて（平成 13 年 11 月 6 日付け教委職企第 203-2 号教職員企画課長通知（平成 19 年 3 月 1 日改正））」を参考にし、適正な認定事務を行うよう指導すること。
- 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給に至る場合もあることから、厳に慎むよう指導すること。
- 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粲するよう指導すること。なお、例外的に兼職・兼業を行う場合にあっても、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経るよう指導すること。
- 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、府教育委員会に報告すること。

6 社会教育の推進

- ・個人の要望や社会の要請に応え、住民自らが自発的・主体的に取り組む学習活動や社会参加活動を支援する環境の醸成に努め、社会教育の推進を図ること。
- ・多様化・高度化する学習ニーズや地域課題に対応するため、学校・首長部局や民間教育事業者・N P O・企業等と連携しながら、学習機会の提供、学習情報の収集・提供、学習相談、学習成果の活用等の拡充に努めること。

その際、障がいのある人やさまざまな事情により参加しにくい人について十分配慮すること。

また、社会の変化に伴う現代的課題（人権、少子高齢化、I C T化、家庭教育、男女共同参画等）に関する学習機会の充実を図ること。
- ・社会教育関係職員の専門性の向上を図るため、研修機会の充実に努めるとともに、府主催研修等へ積極的に参加すること。また、部局間の連携等により、専門的知識や技能を有する人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。
- ・事業実施に当たっては、効果的、効率的な展開を図るため、既存事業の評価・検証、再構築を行うとともに、国事業等の積極的な活用を図ること。

また、住民が組織する実行委員会や団体・グループが活用できる事業について、情報の収集・提供を積極的に行うこと。
- ・子どもたちの生きる力をはぐくむため、学校教育との連携を図りながら、自然体験活動やボランティア活動、ものづくり等子どもの様々な体験活動の推進に努めるとともに、情報の収集・提供に努めること。
- ・子どもの読書活動の推進に当たっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「大阪府子ども読書活動推進計画」等の趣旨を踏まえ、地域における子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもの発達段階に応じた、学校・家庭・地域の連携による読書環境づくりを進めること。

とりわけ、地域人材の活用による学校図書館の運営や公共図書館との連携（本の貸出、連絡会等）を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進すること。
- ・子ども読書活動推進計画未策定の市町村については早期に策定すること。

また、文字・活字文化振興法の趣旨を踏まえ、市町村の実情に応じて、図書館の計画的な整備等に努めること。
- ・「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、社会教育のすべての

領域で人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供、指導者の養成等人権教育の推進に努めること。

その際、「大阪府人権施策推進基本方針」及び「大阪府人権教育推進計画」の趣旨を踏まえ、住民の自発的な参加意欲を高める啓発や人権学習の充実に努めること。

また、公民館等の社会教育施設においては、人権教育推進指針等を策定するとともに、人権啓発担当者を置くなど、住民の人権問題学習を組織的に進めること。

- ・ 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」（平成17年10月策定）の趣旨を踏まえ、識字問題の啓発に努めるとともに、識字学級等について地域の実情に応じ日本語教室との連携をすすめ、一層の充実を図ること。

7 文化財の保存と活用

- ・ 文化財保護の基礎である文化財保護条例について未制定の市町村は、その早期制定を図ること。また、各教育委員会は条例の適切な運用に努め、他部局とも連携し、文化財の幅広い保存と公開・活用を図ること。
- ・ 地域の歴史的特性等を踏まえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進できるよう、組織・体制の整備を図ること。
- ・ 博物館・資料館のみならず、各種公共施設を活用して文化財の展示公開を推進し、生涯学習の活発化等に対応して、文化財に親しむ機会の充実に努め、文化財への理解を広げること。
- ・ 小学生・中学生や高齢者を対象とした施策において、出土文化財の活用を促進すること。
- ・ N P Oなどの民間組織との協働や役割分担を図り、地域の財産である文化財を生かす新たな施策の導入を進めること。
- ・ 百舌鳥古墳群、古市古墳群は大阪を代表する文化財であり、現在、世界文化遺産登録に向け取組みを進めている。このような地域を代表する文化遺産については博物館等を活用し、興味・関心と理解を深めるようにするとともに、地域や我が国の歴史の成り立ちを物語る文化財を保護し後世に伝えていく心を養うよう取り組むこと。

(7)

資 料

(8)

1 教育改革プログラム主要事項進捗状況一覧

項目	平成20年度
幼稚園教育振興計画	・平成12年度計画策定済み。
小・中学校間の連携の推進	・平成20・21年度「小・中連携教育実践研究事業」(国) 1中学校区で実施。
学校支援人材バンクの設置	・市町村における「人材バンク」の充実に努めるよう要望。
府立高等学校特色づくり・再編整備	・特色づくり・再編整備実施対象校の整備。
普通科の特色づくり	・すべての普通科高校が学校設定科目を開設(平成20年度) ・専門教育に関する教科・科目を充実させたコース(専門コース)を設置。(平成20年度、音楽・体育・情報・理数など、計12校のべ14コース)。
職業学科の特色づくりの推進	・ものづくり夢づくり整備事業(平成12年度～)で、バイオ実験機器、マシニングセンターなど先端機器を導入し、時代の変化に対応した技術技能教育を推進。
中高一貫教育の検討	・平成16年4月、府立能勢高校を総合学科に改編し、能勢町立中学校との連携型中高一貫教育を開始。
合同部活動の推進	・大阪府内中学校合同部活動実施部数(大阪市、堺市は除く) 文化部 1部 運動部 50部
道徳教育の推進	・平成19・20年度「道徳教育実践研究事業」 【小学校11校、中学校2校、高等学校2校】 ・平成20年度大阪府道徳教育推進会議の開催【6月、2月】 ・道徳教育指導主事等研修会の実施【1月】 ・小・中学校道徳教育研修(府教育センター)【11月、12月】
支援学校の進路指導の充実	・自立支援教育リーディングスタッフの養成(平成16年～ 計109人) ・「進路指導に関する連絡会議」を府内7ブロックごとに年3回程度実施(平成6年～) ・ワークチャレンジ・ネットワーク事業を実施(平成19年～) ・知的障がい支援学校と商工会・商工会議所との緊密な連携のもと、地域に根ざした継続的な就労支援をモデル実施
医療的ケア対策の充実	・医療的ケアに関する研修の実施(平成15年～) ・医療的ケア運営協議会を年2回程度実施(平成15年～) ・市町村医療的ケア体制整備推進事業(平成18年～。看護師配置学校数及び児童生徒数平成20年55校、74人)
知的障害生徒の後期中等教育の充実	・「大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針」を定め、自立支援推進校と共生推進モデル校を指定し、実施。(平成18年～ 自立支援推進校9校、共生推進モデル校1校) ・大阪府立たまがわ高等支援学校(平成18年4月1日)開校
学校教育自己診断	・平成10年度試行、平成11年度から本格実施。 ・平成16年度末までに府内の公立小・中学校全校が実施。
学校協議会等の設置	・平成12～13年度モデル校に試行設置、平成14年度に本格設置。 ・平成15年度中に府立学校全校が設置。小中学校については「市町村教育委員会に対する要望事項」に記載して設置を促進。
教員のデータバンクの整備	・府立学校教員の特技・得意分野データバンクシステム構築(約3,000人、約8,000件)
自信を失いつつある教員の支援システム	・教員評価支援チーム及び教育センターの相談・支援機能の活用 ・平成20年4月改定版「教員の資質向上をめざしてー指導が不適切である教諭等への支援及び指導の手引きー」の活用 ・公立学校教職員職場復帰支援事業
長期自主研修支援制度	・教職員の資質向上を図ることを目的に、平成12年度に創設。 ・平成20年度の新規制度適用実施者は19名。
教育コミュニティづくりの推進	・「地域教育協議会(すこやかネット)」(291中学校区に設置)活動の充実と継続 ・学校支援活動の推進
地域における体験活動の拡充	・子どもゆめ基金の活用(25市町村 28中学校区 37事業) ・おおさか元気広場推進事業(402箇所)など

2 大阪府の教育相談

① 大阪府教育センター

名 称 すこやか教育相談

目 的 児童・生徒、保護者及び教職員から学校生活に関わる電話・面接・電子メールによる相談に応じる

電話番号 子どもからの相談（すこやかホットライン）

電話 06-6607-7361 電子メール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

保護者からの相談（さわやかホットライン）

電話 06-6607-7362 電子メール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

教職員からの相談（しなやかホットライン）

電話 06-6607-7363 電子メール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

高校中途退学に関する相談（学びふたたびホットライン）

電話 06-6607-7353

24時間対応「すこやか教育相談24」

(平日の相談時間以外や、土、日、祝日の電話相談)

電話 0570-078310

FAX 06-6607-9826(教育相談室直通)

受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休み)

ただし、電子メール・FAX受付24時間、回答は後日

内 容 学校教育相談、家庭教育相談、教職員相談、障害教育相談

(相談は無料、秘密は厳守する)

・児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が応じる

・面接相談の場合には事前に電話で予約が必要

・相談員は、児童精神科医、臨床心理士、相談担当職員など

場 所 大阪府教育センター 教育相談室(本館5階)

〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

交通機関 地下鉄御堂筋線 「あびこ」駅下車 東北東へ約700m

J R阪和線 「我孫子町」駅下車 東へ約1,400m

近鉄南大阪線 「矢田」駅下車 西南西へ約1,700m

※『すこやか教育相談』のホームページは、<http://www.osaka-c.ed.jp/sukoyaka/index.htm>

② 青少年相談センター

名 称 青少年相談

電話番号 06-6944-3434

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時15分～12時 午後1時～6時

名 称 青少年スタートライン(青少年専用相談)

電話番号 06-6946-0003

メール ssl@yso.or.jp

③ 少年育成室（大阪少年補導協会内）

名 称 グリーンライン

電話番号 06-6772-7867

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分

④ 大阪府こころの健康総合センター

名 称 大阪府こころの健康総合センター

電話番号 06-6691-2811（代表）

06-6607-8814（電話相談専用）

電話受付 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分（12時～1時を除く）

（面接相談を希望する場合は予約制、午前9時15分～午前11時15分）

⑤ 子ども家庭センター（面接相談可能）

いずれも月曜日～金曜日の午前9時～午後5時45分。青少年相談コーナーは各府民センタービル内に設置されている。

名 称	電話番号	区 分
中央子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-828-0161 072-844-1331(代)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に住んでいる方
池田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-751-2858 072-752-4111(代)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に住んでいる方
吹田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6389-3526 072-627-1121(代)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に住んでいる方
東大阪子ども家庭センター 青少年相談コーナー	06-6721-1966 0729-94-1515(代)	東大阪市、八尾市、柏原市に住んでいる方
富田林子ども家庭センター 青少年相談コーナー	0721-25-1131 0721-25-1131(代)	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に住んでいる方
岸和田子ども家庭センター 青少年相談コーナー	072-445-3977 072-439-3601(代)	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町に住んでいる方

3 カリキュラムNAV i プラザ（カリナビ）及びカリナビ・プランチ

教員の授業力向上のための支援などを目的とし、大阪府教育センター内にカリナビを開設し、①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供、②校内研修支援のための講師紹介・派遣、③自主研修会の企画・実施への支援、④授業実践等の教材化・普及等を行っている。

また、豊能・北河内・中河内・泉南の各府民センター内にカリナビの支所としてカリナビ・プランチを開設している。

名 称	所 在 地	連絡先	交 通 手 段
カリキュラムNAV i プラザ	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4-13-23 大阪府教育センター内	<TEL> 06-6692-1657 (直通) <FAX> 06-6692-1224 <E-mail> navi@edu.osaka-c.ed.jp	○地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車。 ①番出口から東北東 700m ○J R阪和線「我孫子町」駅下車。 東へ 1400m ○近鉄南大阪線「矢田」駅下車。 西南西へ 1700m
豊能・三島地区 カリナビ・プランチ	〒563-8588 池田市城南 1-1-1 池田・府市合同庁舎内	<TEL> 072-752-4111 (代表)	○阪急宝塚線「池田」駅から北東へ 500m
北河内地区 カリナビ・プランチ	〒573-8501 枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル内	<TEL> 072-844-1331 (代表)	○京阪本線「枚方市」駅南口から南 東へ 700m ○京阪交野線「宮之阪」駅から西へ 500m
中河内・南河内地区 カリナビ・プランチ	〒581-0005 八尾市莊内町 2-1-36 中河内府民センタービル内	<TEL> 072-994-1515 (代表)	○近鉄大阪線「近鉄八尾」駅から南 東へ 800m ○J R関西本線「八尾」駅から北東 へ 2km
泉北・泉南地区 カリナビ・プランチ	〒596-8520 岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	<TEL> 072-439-3601 (代表)	○南海本線「岸和田」駅南出口から 南南東へ 800m ○J R阪和線「東岸和田」駅から北 西へ 900m

4 大阪府自立支援通訳派遣事業

大阪府に在住の中国残留邦人及びその家族の医療機関での適切な受診、福祉事務所等の関係行政機関での助言・指導、学校生活上の諸問題に関する相談、介護保険制度による介護認定及び介護サービスの利用等を円滑に行うため、自立支援通訳を派遣し、中国帰国者の自立の促進を図っています。

問い合わせ先 府健康福祉部社会援護課 TEL 06-6944-6665

5 大阪府少年サポートセンター

大阪府内には、10ヶ所の少年サポートセンターがあり、青少年の健全育成のために関係諸機関との連携を保ちつつ、街頭補導や少年相談業務に当たっている。各センターの担当区域等の概要は以下のとおりである。

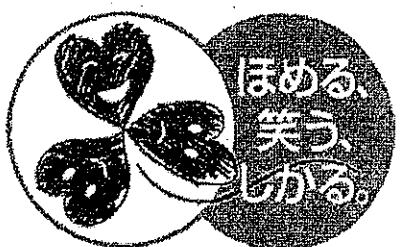
名 称	所 在 地	電話番号	担 当 区 域
中 央	大阪市天王寺区六万体町 5-12 大阪少年補導協会内本館 1階	06-6772-4000	大阪市域のうち、都島区、天王寺区、中央区の一部（旧東区）、東成区、城東区、旭区、生野区、鶴見区、平野区、阿倍野区、東住吉区
梅 田	大阪市北区南扇町 6-28 大阪市水道局水道部 扇町庁舎 3階	06-6362-2225	大阪市域のうち、北区、福島区、此花区、淀川区、東淀川区、西淀川区
難 波	大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日亜ビル 2階	06-6211-3400	大阪市域のうち、中央区の一部（旧南区）、浪速区、西成区、住吉区、西区、港区、大正区、住之江区
東大阪	東大阪市永和 1-15-2 東大阪市シルバー人材センタ ー 1階	06-6723-3187	東大阪市、八尾市、柏原市
堺	堺市北区百舌鳥赤烟町 1-3 堺市役所三国ヶ丘分館 6階	072-251-9081	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
豊 中	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家「いぶき」 1階	06-6866-3000	豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町
守 口	守口市浜町 1-3-18 2階	06-6993-0900	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
富田林	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル 2階	0721-25-4922	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田	岸和田市野田町 1-5-5 岸和田市立福祉総合センター 内別館B棟 2階	072-423-2486	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
茨 木	茨木市駅前 4-7-2 茨木市教育委員会分室 1階	072-625-6677	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
① 受付期間		午前 9 時～午後 5 時 45 分 土曜日、日曜日、祝日は休み	② 相談申込 電話か直接来所
			③ 相談担当者 警察職員

6 小・中学生に通年無料開放している社会教育施設等

施設名	住所	電話番号	交通手段
弥生文化博物館	〒594-0083 和泉市池上町4丁目8-27	0725-46-2162	JR阪和線 信太山駅下車 西へ600m
近つ飛鳥博物館	〒585-0001 南河内郡河南町大字東山299	0721-93-8321	近鉄長野線喜志駅から 金剛バス阪南ネオポリス 下車 東へ600m
泉北考古資料館	〒590-0116 堺市南区若松台2丁4大蓮公園内	072-291-0230	泉北高速線 泉ヶ丘駅 下車 南へ600m
フルルガーデン (花の文化園)	〒586-0036 河内長野市高向2292-1	0721-63-8739	南海高野線・近鉄長野線 河内長野駅からバス 「上高向」下車
箕面公園昆虫館	〒562-0002 箕面市箕面公園1-18	072-721-7967	阪急箕面線 箕面駅下車 北へ1km
都市緑化植物園	〒561-0872 豊中市寺内1-13-2	06-6866-3622	北大阪急行緑地公園駅 下車 南西へ620m
狭山池博物館	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2	072-367-8891	南海高野線大阪狭山市駅 下車 西へ800m
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36	06-6561-5891	JR環状線 芦原橋駅下車 南へ600m
大阪国際平和センター (ピースおおさか)	〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1	06-6947-7208	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR環状線 森ノ宮駅 下車 西へ400m
健康科学センター (ゲンキープ大阪)	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-2	06-6973-3535	地下鉄中央線 森ノ宮駅 JR環状線 森ノ宮駅 下車 東へ100m
中之島図書館	〒530-0005 大阪市北区中之島1-2-10	06-6203-0474	地下鉄又は京阪淀屋橋駅 下車 1号出口北東へ 300m
中央図書館	〒577-0011 東大阪市荒本北1-2-1	06-6745-0170	近鉄東大阪線荒本駅 下車 北西へ400m
国際児童文学館	〒565-0826 吹田市千里万博公園10-6	06-6876-8800	大阪モルタル公園東口駅 下車 西へ800m



教育委員会事務局市町村教育室小中学校課 平成 21 年 2 月発行
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351
ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.jp/kyoisomu/data/demand.html>
電子メール shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あつたかプロジェクト～